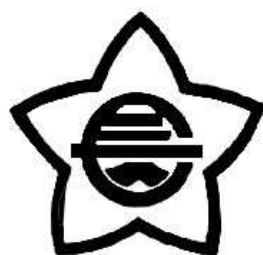


身体障がい者手帳・療育手帳

福祉のしおり

令和6年4月～



河内長野市福祉事務所

障がい福祉課

河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721(53)1111 内線 383・186・190・189
FAX 0721(52)4920

目 次

1. 手帳……………	4	10 点字郵便物の無料取扱い等……………	27
1 身体障がい者手帳……………	4	11 映画館の割引……………	27
2 療育手帳……………	6	12 もえるごみシールの追加配布……………	27
2. 相談したいとき……………	8	7. 日常生活・社会活動の充実のために……………	28
1 相談機関……………	8	1 障がい福祉サービス……………	28
2 民生委員・児童委員……………	9	2 地域生活支援事業……………	29
3 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員……………	9	3 障がい児通所支援……………	29
4 いきいきネット相談支援センター……………	10	4 サポートブック「はーと」……………	29
3. 補助具等……………	11	5 在宅障がい者デイスサービス……………	29
1 補装具の支給……………	11	6 在宅重度障がい者入浴サービス……………	29
2 日常生活用具の給付等……………	12	7 在宅重度障がい者短期入所サービス……………	29
3 重度障がい者等住宅改造費助成……………	17	8 郵便等による不在者投票……………	30
4 緊急通報システムの登録……………	17	9 声の広報かわちながのの発行……………	30
4. 医療費の助成等……………	18	10 駐車禁止除外指定車標章の交付……………	30
5. 手当・年金等……………	19	11 家庭ごみの「ふれあい収集」……………	31
1 特別障がい者手当……………	19	12 避難行動要支援者支援制度……………	31
2 障がい児福祉手当……………	19	13 メール119番・FAX119番……………	31
3 特別児童扶養手当……………	20	14 図書館でのサービス……………	31
4 児童扶養手当……………	20	8. その他……………	32
5 在宅老人介護支援金……………	21	1 大阪府の諸制度……………	32
6 障がい年金……………	21	2 河内長野市社会福祉協議会の諸制度……………	33
7 外国人重度心身障がい者特別給付金……………	21	9. 主要施設・公的機関一覧……………	35
6. 割引・助成等……………	22	巻末 主要施設・公的機関一覧地図……………	36
1 重度障がい者タクシー料金助成……………	22		
2 旅客運賃等の割引……………	23		
3 有料道路の通行料金の割引……………	24		
4 NTT無料番号案内（ふれあい案内）……………	25		
5 携帯電話の基本使用料等の割引……………	25		
6 NHK放送受信料の減免……………	25		
7 自動車運転免許取得費助成……………	25		
8 自動車改造費助成……………	25		
9 税の軽減措置……………	26		

※必要なものに「印鑑」と記載されている箇所については、一部押印を必要としない
手続きもあります

障がい福祉諸制度早見表（抜粋）

制度 障がい区分 級			補助具等			医療		手当・年金等									
			補装具	日常生活用具	住宅改造	重度障がい者医療	更生医療・育成医療	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	金 府在宅介護支援給付	在宅老人介護支援金	障がい年金			
身体障がい者手帳	視覚	1	●	▲	▲	●	●	在宅で、より重度の障がいがあるため、日常生活上、常時特別な介護を必要とする二十歳以上の方（要診断書）	在宅で、より重度の障がいがあるため、日常生活上、常時介護を必要とする二十歳未満の方（要診断書）	身体又は精神に法律で定める程度（概ね中度以上の障がいをもつ二十歳未満の方を扶養している父母など	●	Aと重複	在宅で、要介護4又は5と認定された高齢者を3ヶ月以上継続して介護している方（所得要件あり）	▲			
		2	●	▲	▲	●	●				●			●	▲		
		3	●	▲		B1と重複	●									▲	
		4	●	▲			●								▲		
		5	●	▲			●								▲		
		6	●	▲			●								▲		
	聴覚 又は 平衡機能	2	●	▲	▲	●	●				B1と重複	●		Aと重複		▲	
		3	●	▲		●										▲	
		4	●	▲		●									▲		
		5	●	▲		●									▲		
		6	●	▲		●									▲		
	音声・言語 そしゃく	3	●	▲		B1と重複	●										▲
		4	●	▲			●								▲		
	肢体 不自由	1	●	▲	▲	●	●				B1と重複	▲		Aと重複	▲	▲	▲
		2	●	▲	▲	●	●					▲			▲	▲	
		3	●	▲	▲	B1と重複	●					▲				▲	
		4	●	▲			●									▲	
		5	●	▲			●									▲	
		6	●	▲			●									▲	
	内部（心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫）	1	▲	▲	▲	●	●				B1と重複	▲		Aと重複	▲	▲	▲
		2	▲	▲	▲	●	●					▲			▲	▲	
		3	▲	▲		B1と重複	●										▲
		4	▲	▲			●									▲	
	療育手帳	A		▲	▲	●									1・2級重複		▲
		B1				身障重複											▲
		B2															▲
お問合せ・申請先※ ¹			障がい	障がい	障がい	保険	障がい	障がい	障がい	子育	子育	障がい 大阪府	高齢	年金 市窓			
ページ			11	12	17	18	18	19	19	20	20	32	21	21			

※¹「障がい」：市 障がい福祉課 「保険」：市 保険医療課 「子育」：市 子ども子育て課
「高齢」：市 地域福祉高齢課 「年金」：年金事務所 「市窓」：市民窓口課

(注) ●：おおむね該当 ▲：一部該当 (●の場合でも、年齢・所得・等級程度・その他の要件により該当しない場合がありますので、申請先等でご確認ください。)

制度 障がい区分 級			割引・助成等								サービス他									
			料 金 助 成	重 度 障 が い 者 タ ク シ ー	旅 客 運 賃	有 料 道 路 通 行 料 金	N T T 無 料 番 号 案 内	携 帯 電 話	N H K 受 信 料	自 動 車 免 許 取 得 費	自 動 車 改 造 費	自 動 車 ・ 軽 自 動 車 に 関 する 税	所 得 税 等	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	デ ィ サ ー ビ ス	入 浴 サ ー ビ ス	短 期 入 所 サ ー ビ ス	郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票	声 の 広 報
身 体 障 が い 者 手 帳	視 覚	1	●	●	●	●	▲	▲			詳 し く は 、 種 別 割 … 〔自 動 車〕南 河 内 府 税 務 所 ・ 〔軽 自 動 車〕市 税 務 課、 環 境 性 能 割 … 〔自 動 車〕近 畿 運 輸 局 大 阪 運 輸 支 局 ・ 〔軽 自 動 車〕軽 自 動 車 検 査 協 会 へ お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	●	▲	▲	●	●	●		●	●
		2	●	●	●	●	▲	▲				●	▲	▲	●	●	●		●	●
		3		●	●	●	▲	▲				●	▲	▲	●					●
		4		●	▲	●	▲	▲				●	▲	▲	●					▲
		5		●		●	▲	▲				●	▲	▲	●					
		6		●		●	▲	▲				●	▲	▲	●					
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2	●	●	●		▲	▲	▲			●	▲	▲	●	●	●			●
		3		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					●
		4		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
		5		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
		6		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
	音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く	3		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
		4		●	▲		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
	肢 体 不 自 由	1	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●	●	●	▲		●
		2	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●	●	●	▲		●
		3		●	▲		▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●					▲
		4		●	▲		▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●					▲
		5		●	▲		▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●					
		6		●	▲		▲	▲	▲	▲		●	▲	▲	●					
	内 部 （心 臓・ じん 臓、 呼吸 器、 ぼう こう・ 直腸、 小腸、 肝臓、 免疫）	1	●	●	●		▲	▲	▲			●	▲	▲	●	●	●	●		●
		2	●	●	●		▲	▲	▲			●	▲	▲	●	●	●	●		●
		3		●	●		▲	▲	▲			●	▲	▲	●			●		●
		4		●	●		▲	▲	▲			●	▲	▲	●					
	療 育 手 帳	A	●	●	●		▲	▲				●	▲	▲	●	▲	▲			●
		B1		●			▲	▲				●	▲	▲	●	▲	▲			
		B2		●			▲	▲				●	▲	▲	●	▲	▲			
お 問 合 せ ・ 申 請 先※ ¹			障 が い	公 共 交 通	ETC 障 が い	N T T	携 帯 電 話	N H K 障 が い	障 が い	障 が い	府 税 税 務	富 税 税 務	障 が い	障 が い	あ か み ね	障 が い	障 が い	選 挙	広 報	警 察
ペ ー ジ			22	23	24	25	25	25	25	25	26	26	28	29	29	29	29	30	30	30

※¹「公共交通」：公共交通機関 「ETC」：ETC登録係 「NHK」：NHK 南大阪営業センター 「NTT」：NTT 西日本 「携帯電話」：各携帯電話会社 「府税」：府税事務所等、和泉自動車税事務所 「税務」：市 税務課 「富税」：富田林税務署 「警察」：河内長野警察署 「選挙」：市 選挙管理委員会 「広報」：市 広報広聴課 「あかみね」：障がい者福祉センターあかみね

1. 手 帳

1 身体障がい者手帳

この手帳は、身体の不自由な人に交付されるもので、障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

手帳の内容を確認しましょう

① 手帳の交付番号	② 手帳の交付日 あなたの身体障がいが認定された日です。 この日から障がい福祉の制度等を利用できます。								
④ 生年月日	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> 写真 (たて4cm よこ3cm) </td> <td> 身体障害者手帳 河内長野市第2161□□□□号 交付年月日 再交付年月日 氏名： 長野 太郎 生 年 月 日 **年**月**日生 </td> <td>③ 氏 名 名前が変わった時は届出してください。</td> </tr> <tr> <td> 身体障害者 等級表に よる等級 </td> <td> 旅客鉄道 第1種 株式会社 旅客運賃 大阪府河内長野市 印 </td> <td>⑦ 運賃割引区分 種別によって運賃割引内容が異なります。</td> </tr> </table>	写真 (たて4cm よこ3cm)	身体障害者手帳 河内長野市第2161□□□□号 交付年月日 再交付年月日 氏名： 長野 太郎 生 年 月 日 **年**月**日生	③ 氏 名 名前が変わった時は届出してください。	身体障害者 等級表に よる等級	旅客鉄道 第1種 株式会社 旅客運賃 大阪府河内長野市 印	⑦ 運賃割引区分 種別によって運賃割引内容が異なります。		
写真 (たて4cm よこ3cm)	身体障害者手帳 河内長野市第2161□□□□号 交付年月日 再交付年月日 氏名： 長野 太郎 生 年 月 日 **年**月**日生		③ 氏 名 名前が変わった時は届出してください。						
	身体障害者 等級表に よる等級	旅客鉄道 第1種 株式会社 旅客運賃 大阪府河内長野市 印	⑦ 運賃割引区分 種別によって運賃割引内容が異なります。						
⑥ 総合等級 あなたの障がいの程度です。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">障 害 名</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> 体幹機能障害（1級） 音声・言語機能障害（3級） </td> </tr> <tr> <td>再認定年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>大阪府河内長野市原町1丁目 1-1</td> </tr> </table>	障 害 名		体幹機能障害（1級） 音声・言語機能障害（3級）		再認定年 月		住 所	大阪府河内長野市原町1丁目 1-1
障 害 名									
体幹機能障害（1級） 音声・言語機能障害（3級）									
再認定年 月									
住 所	大阪府河内長野市原町1丁目 1-1								
⑧ 再認定年月 表示のある人は、更新の手続きが必要です。	⑤ 障がい名 あなたの障がいの内容です。 障がいの内容によって障がい福祉の制度等の適用範囲が異なります。								
	⑨ 住 所 転居されたときは届出してください。								

●諸手続きの方法について

手続の種類		手続きの内容	手続きに必要なもの
更新	更新	・手帳に再認定年月の表示がある場合	・診断書（手帳申請用） ・写真 1 枚（たて 4cm よこ 3cm） ・身体障がい者手帳
再交付	等級変更 及び 障がい名追加	・現在の障がい状況に変化等が見られる場合 ・新たに他の障がい加わった場合	※診断書（手帳申請用）にかかる手数料は助成できる場合がありますので、領収書と通帳をお持ちください。
	紛失・破損 及び 写真貼替	・手帳を紛失したり、破損した場合 ・写真が古く、貼り替えを希望する場合	
変更	氏名の変更	・氏名を変更された場合	・身体障がい者手帳
	住所の変更	・市内で転居した場合 ※他市町村へ転居する場合は、転居先の福祉事務所等で転入手続きをしてください。	
返還	返 還	・死亡した場合 ・障がいの状況に改善等が見られ、障がいの程度に該当しなくなった場合	・身体障がい者手帳 ・その他受給していた障がい福祉制度にかかるもの。

※その他身体障がい者手帳に関して、わからないことがあればご相談ください。

2 療育手帳

この手帳は、知的な障がいのある人に交付されるもので、障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

手帳の内容を確認しましょう

① 手帳の交付番号	② 手帳の交付日		
	あなたの知的障がい認定された日です。 この日から障がい福祉の制度等を利用できます。		
④ 生年月日	写真 (たて4cm よこ3cm)	大阪府 第 ***** 号 ** 年 ** 月 ** 日 交付 (** 年 ** 月 ** 日 更新) 氏名： 長野 太郎 ** 年 ** 月 ** 日生	③ 氏 名 名前が変わった時は届出してください。
⑤ 総合判定 あなたの障がいの程度です。		旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第1種障害者
⑥ 次の判定 あなたの障がいの程度を再認定する時期です。 <u>この時期までに更新の手続きが必要です。</u>	総合判定 A 判定年月日 ** 年 ** 月 ** 日 次の判定年月 ** 年 ** 月 判定機関 ***** 大 阪 府 (療育手帳)	印	⑧ 住所及び 保護者 変更があれば、届出してください。
	本人住所： 大阪府河内長野市原町1丁目 1-1 電話： 0721-**-**** 保 護 者： 長野 一郎 続柄： 父 住所： 大阪府河内長野市原町1丁目 1-1 電話： 0721-**-**** 身体障害： 障 害 名：		
相談に応 ***** TEL **-****-**** する機関 河内長野市福祉事務所 TEL 0721-53-1111			

※ 療育手帳は数年毎に更新の手続きが必要です。

※ 更新時期を過ぎると障がい福祉制度の受給が保留されたり、資格喪失する場合がありますので、ご注意ください。

●諸手続きの方法について

手続の種類	手続きの内容	手続きに必要なもの
更 新	療育手帳は数年に一度、判定を行い障がい程度の見直しを行いますので、「次の判定年月」までに必ず手続きしてください。	- 療育手帳 - 写真 1 枚（たて4cm よこ3cm） - 身体障がい者手帳（お持ちの方）
再 交 付	手帳を紛失したり、破損した場合	- 写真 1 枚（たて4cm よこ3cm） - 療育手帳（紛失の場合を除く）
記載事項変更	- 本人の氏名が変わった場合 - 保護者の内容に変更があった場合 - その他（身体障がい等）の内容に変更があった場合 - 市内で転居した場合 ※他市町村へ転居する場合は、転居先の福祉事務所等で手続きをしてください。	- 療育手帳 - 身体障がい者手帳（お持ちの方）
返 還	- 死亡した場合 - 障がいの状況に改善等が見られ、障がいの程度に該当しなくなった場合	- 療育手帳 - その他受給していた障がい福祉制度にかかるもの。

※その他療育手帳に関して、わからないことがあればご相談ください。

※申請は本人または親権者、後見人、現に監護する方が申請できます。

2. 相談したいとき

1

相談機関

機関名	相談内容	所在地(電話)	地図 番号
河内長野市福祉事務所 (障がい福祉課)	障がい者福祉について、日常生活や社会生活上の いろいろな相談や助言、指導などを行っています。	〒586-8501 河内長野市原町 1-1-1 Tel 0721(53)1111 FAX 0721(52)4920	①
基幹相談支援事業所 (ピアセンターかわちながの)	生活全般から就労まで、様々な相談を受け、支援 を行っています。	〒586-0033 河内長野市喜多町 663-1 イズミヤ河内長野店 4 階内 Tel 0721(70)7002 FAX 0721(70)7003	①
相談支援事業所 (相談支援室れんげのおか)	主に知的障がい者を対象に、生活全般から就労ま で様々な相談を受け、支援を行っています。	〒586-0032 河内長野市栄町 25-37 児童療育支援プラザ内 Tel 0721(26)9190 FAX 0721(26)9941	①
相談支援事業所 (相談支援センターmum)	障がい児の様々な相談を受け、支援を行っていま す。	〒586-0046 河内長野市巾着田 1-1-9 Tel 0721(55)2272 FAX 0721(55)2276	④
南河内南障がい者就 業・生活支援センター	ハローワークと連携し、障がい者の就労支援、生 活自立支援を行っています。	〒586-0025 河内長野市昭栄町 2-1-101 Tel 0721(53)6093 FAX 0721(53)6095	①
大阪府障がい者 自立相談支援センター (身体・知的)	身体・知的障がい者の方に対して医師・心理判定 員・ケースワーカーなどの専門職員が医学的・心 理学的判定および相談・指導を行っています。	〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-26 (身体) Tel 06(6692)5262 (知的) Tel 06(6692)5263	④
大阪府富田林 子ども家庭センター	障がい児の問題について、医師・心理判定員・ケ ースワーカーなどの専門職員が相談に応じ、また 必要な調査を実施することによって、専門的・総 合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や 施設入所手続きなどを行っています。	〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 大阪府南河内府民センター内 Tel 0721(25)1172 FAX 0721(25)1173	②
大阪府富田林保健所	難病等の早期発見・治療を目的として医学的な相 談や指導などを行っています。	〒584-0031 富田林市寿町 3-1-35 Tel 0721(23)2681	②
河内長野公共職業安定 所(ハローワーク)	身体障がい者や知的障がい者の方の就職あっせん 及び職業相談を行っています。	〒586-0025 河内長野市昭栄町 7-27 Tel 0721(53)3081	①
OSAKA しごと フィールド	求職中の方へ就職活動の支援として、カウンセリ ングのほか、職場体験実習、就職活動のポイント が学べるセミナー等を実施しています。	〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか 本館2・3F Tel 06(4794)9198	—
障がい者職業センター	障がいの種類・程度に応じた職業相談指導及び就 職後のアフターケアなどを行っています。	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラブウアネックスビル 4F Tel 06(6261)7005	—
障がい者職業センター 南大阪支所	同上	〒591-8025 堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所会館 5F Tel 072(258)7137	—

2 民生委員・児童委員

地域において福祉事務所・子ども家庭センターなどの関係機関の業務に協力し、相談・指導活動に従事しています。なお、みなさんの地域の民生委員・児童委員を知りたい方は、市 地域福祉高齢課までお問い合わせください。

3 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障がい者(児)・知的障がい者(児)の方の身近な問題についていろいろな相談に応じるとともに、福祉事務所などの関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心となって活動されています。

障がい区分	相談員氏名	電 話
身体障がい	御前 敏一(大師町) 小谷 かず代(木戸東町) 上西 範子 (南花台)	64-1993 54-2707 81-8626(FAX)
知的障がい	奥野 京子(木戸町) 富田 芳男(木戸東町)	53-6992 52-2655



4 いきいきネット相談支援センター

地域の身近な相談窓口として様々な相談に応じます。

(相談日時：月～金曜日の午前 10 時～午後 4 時 30 分・祝日及び年末年始を除く)

	配置場所	住所	電話
全小学校区	河内長野市役所内 (人権協会内)	河内長野市 原町 1 丁目 1-1	電話：090-6980-5532
千代田小学校区 楠小学校区	千代田公民館内	河内長野市 木戸西町 1 丁目 2-9	電話：080-1527-4629
長野小学校区 小山田小学校区	小山田地域福祉センター あやたホール内	河内長野市 小山田町 1824-4	電話：080-1459-3270
南花台小学校区 美加の台小学校区	三日市公民館内	河内長野市 三日市町 288-1	電話：090-5129-3516
高向小学校区 天野小学校区	天野公民館内	河内長野市 天野町 1520-5	電話：090-5130-1862
加賀田小学校区 石仏小学校区	加賀田公民館内	河内長野市 加賀田 617-4	電話：080-1457-1416
三日市小学校区 川上小学校区 天見小学校区	清見台地域福祉センター くすのかホール内	河内長野市 清見台 4 丁目 18-2	電話：090-5360-4213

※いきいきネット相談支援センター全般についてのお問い合わせ先

市 地域福祉高齢課 電話：0721-53-1111 (代表)

河内長野市人権協会 電話：0721-53-1111、FAX：0721-53-1955

河内長野市社会福祉協議会 電話：0721-65-0133、FAX：0721-65-0143

3. 補装具 等

日常生活を円滑に行っていただくために必要な補装具を給付します。ただし、介護保険制度対象者で、介護保険給付優先と記載のあるものは、市 介護保険課へご相談ください。

1 補装具（購入・借受け・修理）費の支給

身体上の障がいを補うための装具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。費用は種類別に基準額が定められ、この基準に基づいて支給します。

ただし、本人または配偶者（本人が18歳未満の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の方は、支給の対象とはなりません。

※借受けについては、借受けによることが適当とされる場合に限られ、基本購入が原則となります。

また、借受けの対象は、「義肢、装具、座位保持装置の完成用部品」、「重度障がい者用意思伝達装置の本体」、「歩行器」、「座位保持椅子(児童のみ)」です。

◆手続きの流れ



※ご自身で購入する前に必ず市 障がい福祉課へ申請して下さい。既に購入されたものについては、交付の対象にはなりませんので、ご注意下さい。

●補装具の種類

障がい区分	補 装 具 の 種 類	備 考
肢体不自由等	車いす、電動車いす、歩行器	介護保険給付優先 医師意見書、判定必要
	義肢、装具、座位保持装置など	医師意見書、判定必要
	特殊な歩行補助つえ	介護保険給付優先 医師意見書必要
	重度障がい者用意思伝達装置	医師意見書、判定必要 ※重度の両上下肢かつ音声・言語機能障がい者のみ
視覚障がい	眼鏡、義眼	医師意見書必要
	視覚障がい者安全つえ	
聴覚障がい	補聴器	医師意見書、判定必要

※原則として費用の一割を負担していただきます（負担上限月額 37,200円）。

※申請には、身体障がい者手帳が必要です。その他年金収入及び市民税の額を証する書類・見積書・医師意見書などが必要となる場合があります。

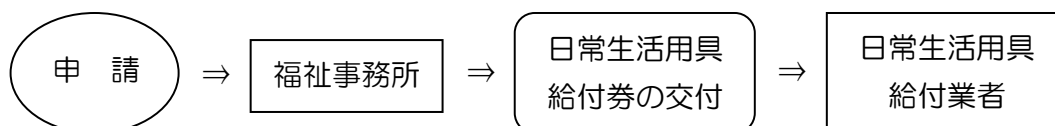
※判定は原則として、大阪府障がい者自立相談支援センター(大阪市住吉区)で受けていただきます。

※詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

2 日常生活用具の給付等

日常生活をより円滑に行っていただくために、下表の障がい種別及び程度の方に対し、必要に応じて日常生活用具が給付されます。用具は種類別に限度額が定められ、その範囲内で給付します。ただし、本人または配偶者（本人が18歳未満の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の方は、支給の対象とはなりません。また、介護保険制度対象者で、介護保険給付優先と記載のあるものは、市 介護保険課へご相談ください。

◆手続きの流れ



*医師意見書が必要な場合あり

※ご自身で購入する前に必ず市 障がい福祉課へ申請して下さい。既に購入されたものについては、交付の対象にはなりませんので、ご注意下さい。

●日常生活用具の種類

用具種別 (限度額)	障がい種別及び程度	性能	耐用 年数
特殊寝台 (154,000円) *介護保険給付優先	18歳以上で下肢又は体幹機能障がい2級以上の方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット (19,600円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上及び知的障がいAの方であって、常時介護を要する者に限る(原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
訓練用ベッド(児のみ) (159,200円)	18歳未満で下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
訓練いす (児のみ) (33,100円)	18歳未満で下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
特殊尿器 (67,000円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がい1級の方であって、常時介護を要するものに限る(原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架 (82,400円)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る(原則として3歳以上)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器 (15,000円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る(原則として学齢児以上)	介助者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
移動用リフト (159,000円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(原則として3歳以上)	介護者が重度身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年

用具種別 (限度額)	障がい種別及び程度	性能	耐用 年数
入浴補助用具 (90,000円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がいの方(原則として3歳以上で、入浴に介助を要する場合)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
便器 (便器のみ 4,450円) (手すり付 9,850円) *介護保険給付優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方	障がい者(児)が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
T字状・棒状のつえ (3,000円)	下肢又は体幹機能障がいの方	歩行時に身体を支え安定することのできるもの	3年
移動・移乗支援用具 (60,000円) *介護保険給付優先	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの方で、家庭内の移動等において介助を必要とする者・児(原則として3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
頭部保護帽 (12,160円)	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの方(立位や歩行が不安定でよく転倒する方) ・知的障がいAの方	転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具で、スポンジや革を主原料にして作成されたもの	3年
特殊便器 (151,200円)	上肢・体幹機能障がい2級以上又は知的障がいAの方で、自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齢児以上)	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
火災警報器 (15,500円) ※	身体障がい2級以上又は知的障がいAの方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器 (28,700円) ※	身体障がい2級以上又は知的障がいAの方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
居宅生活動作補助用具 (200,000円) *介護保険給付優先	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)であって障がい等級3級以上で学齢児以上の方(特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上)	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	
電磁調理器 (41,000円) ※	18歳以上で、視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は知的障がいAの方	視覚障がい者等が容易に使用し得るもの	6年

用具種別 (限度額)	障がい種別及び程度	性能	耐用 年数
歩行時間延長信号機 用小型送信機 (7,000円)	視覚障がい2級以上の方(原則として 学齢児以上)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得 るもの	10年
視覚障がい者用体重計 (18,000円)	視覚障がい2級以上で、原則として学 齢児以上の方(当該者の世帯が単身世 帯及びこれに準ずる世帯である場合)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得 るもの	5年
情報・通信支援用具 (100,000円)	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以 上の方	障がい者(児)向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器やアプリケーションソ フト	5年
点字タイプライター (63,100円)	視覚障がい2級以上の方(本人が就労 若しくは就学をし、又は就労が見込ま れる者に限る)	視覚障がい者(児)が容易に操作でき るもの	5年
点字器 (10,400円)	視覚障がいの方	視覚障がい者(児)が容易に使用し得 るもの	7年
音声ICタグレコーダー (59,800円)	視覚障がい2級以上の方	事前に知りたい物に付属のシールを 貼り付け、内容を音声で登録し、シ ールに本体を近づけ読み取りができ るもの	6年
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー (再生のみ 35,000円) (録音・再生 85,000円)	視覚障がい2級以上の方(原則として 学齢児以上)	①音声等により操作ボタンが知覚又 は認識でき、かつ、DAISY方式によ る録音並びに当該方式により記録 された図書の再生が可能な製品で あって、視覚障がい者(児)が容易に 使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又 は認識でき、かつ、DAISY方式によ り記録された図書の再生が可能な 製品であって、視覚障がい者(児)が 容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者用 活字文書読上げ装置 (99,800円)	視覚障がい2級以上の方(原則として 学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された 当該文字情報を暗号化した情報を読 み取り、音声信号に変換して出力す る機能を有するもので、視覚障がい者 (児)が容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者用 読書器 (198,000円)	視覚障がい者で本装置により読書等が可 能になる方(原則として学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物 等)の上に置くことで、簡単に拡大さ れた画像(文字等)をモニターに映し 出せるもの又は撮像した活字を文字 として認識し、音声信号に変換して 出力することができるもの	8年
視覚障がい者用時計 〔触読式〕 (10,300円)	18歳以上で、視覚障がい2級以上の 方	視覚障がい者が容易に使用し得るも の	10年
視覚障がい者用時計 〔音声式〕 (13,300円)	18歳以上で、手指の触覚に障がいがある等 のため触読式時計の使用が困難な視覚障 がい2級以上の方	視覚障がい者が容易に使用し得るも の	10年

用具種別 (限度額)	障がい種別及び程度	性能	耐用 年数
視覚障がい者用体温計 〔音声式〕 (9,000円)	視覚障がい2級以上で、原則として 学齢児以上の方(当該者の世帯が単 身世帯及びこれに準ずる世帯である 場合)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得る もの	5年
点字毎日 (400円)	18歳以上で、視覚障がいの方(主 に情報の入手を点字によっている場 合)	単価は1部当たりの金額とし、自己負 担額は1部当たり80円とする。	
点字図書 (年間6タイトル 又は24巻を限度)	視覚障がいの方(主に、情報の入手 を点字によっている場合)	点字により作成された図書	
点字ディスプレイ (383,500円)	18歳以上で、視覚障がい2級以上 かつ聴覚障がい2級の方であって、 必要と認められる場合	文字等のコンピュータの画面情報を点 字等により示すことのできるもの	6年
聴覚障がい者用 屋内信号装置 (87,400円)	聴覚障がい2級の方(聴覚障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯で 日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚で きるもの	10年
聴覚障がい者用 通信装置 (85,000円)	聴覚障がい又は音声・言語機能障が いで、コミュニケーション、緊急連 絡等の手段として必要と認められる 方(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音 声の代わりに、文字等により通信が可 能な機器であり、障がい者(児)が容易に 使用できるもの	5年
聴覚障がい者用 情報受信装置 (88,900円)	聴覚障がい、本装置によりテレビ の視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者 (児)用番組並びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成したものを画 面に出力する機能を有し、かつ、災害時 の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受 信するもので、聴覚障がい者(児)が容易 に使用し得るもの	6年
携帯用会話補助装置 (98,800円)	音声・言語機能障がい又は肢体不自 由障がいの方(原則として学齢児以 上で、発声若しくは発語に著しい障 がいを有する場合)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し、障がい者(児)が容易 に使用し得るもの	5年
人工喉頭 (72,200円)	喉頭摘出者若しくは同程度の障がい 者でコミュニケーションの手段とし て必要と認められる者	電氣的に作られた振動音をのどに当て て空気の振動として伝えて会話をする 装置	5年
喉摘者用人工鼻 (23,760円/月)	喉頭摘出者若しくは同程度の障がい 者でコミュニケーションの手段とし て必要と認められる者	気管孔に装着することで鼻の持つ機能 を補い、発声が可能になる機器と周辺 用具	
透析液加温器 (51,500円)	じん臓機能障がい3級以上の方で、 自己連続携帯式腹膜灌流法(CAP D)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
ネブライザー(吸入器) (36,000円)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程 度の身体障がいの方であって、嚥下 等が困難であることから口腔内の処 置が必要と認められる者	障がい者(児)等が容易に使用し得るも の	5年
電気式たん吸引器 (56,400円)			

用具種別 (限度額)	障がい種別及び程度	性能	耐用 年数
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） （157,500円）	呼吸器機能障がいの身体障がいの方であって、在宅で人工呼吸器を装着している者又は同程度の身体障がいの方であって、常時動脈血中酸素の測定が必要な者	呼吸機能をモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用できるもの	5年
酸素ボンベ運搬車 （17,000円）	18歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方	障がい者が容易に使用し得るもの	10年
自家発電機 （100,000円）	次のいずれかに該当する方 ア 呼吸器機能障がいの身体障がいの方又は同程度の身体障がいの方であって、在宅で人工呼吸器を装着しているもの又は常時動脈血中酸素の測定が必要なもの イ 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいの方であって、在宅でネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用しているもの	障がい者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの	1回限り
外部バッテリー（充電器、インバーター含む） （100,000円）			6年
紙おむつ等 （12,000円／月）	3歳以上であって、次のいずれかに該当する場合 ア 治療によって軽快する見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする場合 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする場合	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼなどの衛生用品	
ストーマ装具（消化器系） （8,858円／月）	直腸機能障がいの方（腹部に人工肛門を造設した場合）	人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	
ストーマ装具（尿路系） （11,639円／月）	ぼうこう機能障がいの方（腹部に人工ぼうこうを造設した場合）	人工ぼうこうを造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	
収尿器 （8,500円）	排尿障がいの方（特に失禁のある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成され身体に固定して尿を溜めておく用具	1年

※原則として費用の一割を負担していただきます（負担上限月額 24,000円）。

※申請には、身体障がい者手帳又は療育手帳が必要です。その他市民税の額を証する書類・見積書・医師意見書などが必要となる場合があります。

※²地域福祉高齢課に給付制度有。詳しくは、地域福祉高齢課にお問い合わせください。

※詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

3 重度障がい者等住宅改造費助成

重度障がい者(児)などが住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう、日常生活の基礎となる住宅の改造に係る経費を助成します。

対象世帯	本市に住所を有し、65歳未満で障がいの程度が1・2級もしくは体幹・下肢機能障がい3級の身体障がい者(児)、又は重度知的障がい者(児)がいる世帯で、心身の状況により住宅改造が必要であると認められる世帯で、かつ生計中心者の前年度分所得税が70,000円以下の世帯。
対象住宅	対象住宅は、民間の持家又は借家。 なお、借家については、所有者の承認を必要とします。
対象経費	便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室などの改造に要する経費(限度額あり)

※重度身体障がい者(児)の住宅のバリアフリーに関する支援は、上記の経費助成制度のほか日常生活用具給付制度(P12～参照)などと組み合わせてご利用いただける場合があります。

※助成金額等については、生計中心者の前年度分所得税により異なります。

詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

4 緊急通報システムの登録

65歳未満のひとり暮らしの重度身体障がい者などが住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう、緊急通報システムの登録を行っています。

制度の内容	NTTのアナログ電話回線などをご利用の方を対象に市の指定した緊急通報装置を設置し、緊急時に簡単な操作をすることにより「受信センター」に通報が入るシステムで24時間対応します。 緊急連絡先として2名の協力員の登録が必要。また、緊急時に迅速な対応が行えるよう、自宅の合鍵をお預かりします。
必要経費	月額2,700円(令和4年4月1日現在) ※緊急通報装置はレンタルのためレンタル料金が発生します。 生計中心者の前年分所得税額(1月～6月までの申請は前々年分)によりレンタル料金の助成がある場合があります。

※詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

4. 医療費の助成 等

1. 医療費の助成

名称	対象者	内容	申請先
重度 障がい者医療	●身体障がい者手帳(1級・2級)の方。 ●療育手帳がAの方。 ●療育手帳がB1で、かつ身体障がい者手帳を交付された方。 ●精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ●特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 ＊所得制限あり	保険給付に伴う医療費等の自己負担の一部を公費で負担します。 ※平成30年4月1日から医療保険給付分の訪問看護も公費の対象となります。	市 保険医療課
自立支援医療 (更生医療)	身体障がい者手帳を交付された18歳以上の方。 ＊所得制限あり	身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために必要な医療費等の自己負担の一部を公費で負担します。 ＊指定医療機関のみ ＊事前に申請が必要	市 障がい福祉課
自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の方。 ＊所得制限あり	同 上	市 障がい福祉課

※申請には、手帳・健康保険証・医師意見書等が必要な場合があります。

※詳しくは表中の申請先までお問い合わせください。

2. その他

名称	対象者	内容	申請先
後期高齢者医療 制度への加入	(65歳以上) ●身体障がい者手帳(1～3級)および4級の一部の方。 ●療育手帳がAの方。	医療機関の窓口でお支払いただく自己負担割合が、1割(一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割)となる場合があります。	市 保険医療課

※65～74歳までの方で、一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

※後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いただきます。

※申請には、手帳・健康保険証が必要です。

※詳しくは表中の申請先までお問い合わせください。

名称	対象者	内容	申請先
障がい児(者) 歯科診療	障がいのある方で、地域の歯科診療所での診療が困難な方	河内長野市立休日急病診療所にて歯科治療・口腔衛生指導など歯科診療全般を行います。	市 健康推進課

※診療日・時間は毎週木曜日(祝休日・年末年始等を除く)午後1時～5時(事前に電話にて要予約)

※詳しくは市 健康推進課(Tel0721-55-0301)河内長野市木戸東町2-1までお問い合わせください。

5. 手当・年金 等

1 特別障がい者手当

- 20歳以上の身体障がい、知的障がい又は精神障がいの程度が最重度の方で、在宅における日常生活において、常時特別な介護を必要とする方に支給します。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 特別障がい者手当認定請求書
 - ② 診断書(様式指定)
 - ③ 所得届(様式指定)
 - ④ 預金通帳(対象者の名義)
 - ⑤ その他受給資格確認に必要な書類

【申請窓口】 市 障がい福祉課

【支給時期】 原則として毎年 2月、5月、8月、11月 (年4回)

【支給制限】

- ・ 本人又は家族の所得額が一定の限度額を超える場合は、手当の支給が停止されます。
- ・ 対象の障がい者が施設に入所したとき、又は障がいの程度が認定基準の障がい状態に該当しなくなったとき、又は3か月を超える入院をしたときには受給資格がなくなります。

2 障がい児福祉手当

- 20歳未満の身体障がい、知的障がい又は精神障がいの程度が最重度の方で、在宅における日常生活において、常時介護を必要とする方に支給します。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 障がい児福祉手当認定請求書
 - ② 診断書(様式指定)
 - ③ 所得届(様式指定)
 - ④ 預金通帳(対象者の名義)
 - ⑤ その他受給資格確認に必要な書類

【申請窓口】 市 障がい福祉課

【支給時期】 原則として毎年 2月、5月、8月、11月 (年4回)

【支給制限】

- ・ 本人又は家族の所得額が一定の限度額を超える場合は、手当の支給が停止されます。
- ・ 対象の障がい児が障がいを支給事由とする年金を受給したとき、又は施設に入所したとき、又は障がいの程度が認定基準の障がいの状態に該当しなくなったとき、又は20歳に達したときには受給資格がなくなります。

3 特別児童扶養手当

- 在宅で身体又は精神等に法律で定める程度(概ね中度)以上の障がいがある20歳未満の方を扶養している父母（主として生計を維持している方）などに支給します。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 特別児童扶養手当認定請求書
 - ② 診断書(様式指定)
※身体障がい者手帳の交付を受けている方は、診断書を省略できる場合がありますので、手帳の写しをお持ちください。
 - ③ 戸籍謄(抄)本
 - ④ 請求者名義の預金通帳の写し
 - ※ この他にも、場合により必要な書類がありますので、必ず担当窓口を確認してください。

【 申請窓口 】 市 子ども子育て課

4 児童扶養手当

- 18歳到達日以後の最初の3月31日まで（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）の児童がいる場合で、父又は母が政令で定める重度障がい者である場合にその父又は母の配偶者などに支給します。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 児童扶養手当認定請求書
 - ② 診断書(様式指定)
 - ③ 戸籍謄(抄)本
 - ④ 請求者名義の預金通帳の写し
 - ※ この他にも、場合により必要な書類がありますので、必ず担当窓口を確認してください。

【 申請窓口 】 市 子ども子育て課

5 在宅老人介護支援金

河内長野市内に住所を有し、要介護認定において要介護4又は5と認定され、在宅でその状態が3ヶ月以上継続している65歳以上の高齢者を介護している同居の家族の方に、在宅老人介護支援金を支給します。

給付にあたっては、介護者、要介護高齢者を含め、家族の方など同居されている方全員の市民税が非課税であるなどの所得要件があります。

＜申請＞ 随時受付

＜支給額＞ 月額 10,000円

(申請月の翌月分から年4回に分けて3ヶ月分ごと支給します。)

＜申請先＞ 市 地域福祉高齢課

6 障がい年金

年金加入中などに初診日がある病気・けがが原因で障がいの状態になった時に受けられる場合があります。詳しくは、申請先までお問い合わせください。

＜申請先＞ ●市 市民窓口課

・初診日が国民年金加入期間である方

・初診日が20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間である方

●日本年金機構 年金事務所または年金相談センター

・初診日が厚生年金加入期間または第3号被保険者期間である方

※共済組合加入期間のある方は、申請先が異なる場合があります。

7 外国人重度心身障がい者特別給付金

年金を受給できない外国人障がい者に特別給付金(年額24万円)を支給します。対象となるのは、本市に居住する次のいずれにも該当する方です。

①昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人又は外国人であった方。

②昭和57年1月1日前に身体障がい者手帳(1・2級)か療育手帳(A)を取得した方又は同日以後の取得であるが、その障がい発生原因の初診日が同日前である方。

③昭和57年1月1日現在日本国内で居住地登録していた方。

④障がい基礎年金等の受給資格がない方。

※ただし、年額24万円以上の公的年金を受給中の方、生活保護を受給中の方、一定以上の所得がある方は支給されません。身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちのうえ申請は市障がい福祉課へ

6. 割引・助成 等

1 重度障がい者タクシー料金助成

●重度障がい者の方の外出等の支援をはかるため、タクシー料金の一部を助成します。

- | | |
|-------------|---|
| 【 対 象 者 】 | 身体障がい者の1・2級、又は療育手帳Aをお持ちの方 |
| 【 助 成 額 】 | タクシーの初乗運賃分の助成券を1ヶ月につき2枚の割合で交付します。
※本市が契約しているタクシー会社に限ります。 |
| 【 申請窓口 】 | 市 障がい福祉課 |
| 【申請時に必要なもの】 | 身体障がい者手帳または療育手帳 |
| 【利用方法】 | 利用券に必要事項をご記入の上、お持ちの手帳を提示し、乗務員に利用券をお渡し下さい。

※転出や死亡等の場合は、返還して下さい。 |

2 旅客運賃等の割引

障がい者(身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方)には各種の割引があります。

区 分			第 1 種	第 2 種
身 体 障 が い 者	視覚障がい		1 級～3 級及び 4 級の 1	第 1 種以外の方
	聴覚障がい		2 級、3 級	
	上肢機能障がい		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下肢機能障がい		1 級、2 級及び 3 級の 1	
	体幹機能障がい		1 級～3 級	
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢	1 級、2 級（一上肢のみの場合は除きます）	
		移動	1 級～3 級（一下肢のみの場合は除きます）	
	内部障がい		1 級～4 級 （ぼうこう・直腸機能障がいの 4 級を除きます）	
知的障がい		A		

①鉄道運賃の割引

■割引乗車券の種類及び割引率■

種別	区分	乗車券	割引内容		割引率
第 1 種	単 独	普通	片道 101 キロ以上旅行のとき		5 割
		回数	割引なし		—
		急行			
		定期			
	（介護者は一名まで） 介護者つき	普通	障がい者・介護者とも		5 割
		回数	障がい者・介護者とも		5 割
		急行	障がい者・介護者とも（特別急行・座席指定は除く）		5 割
		定期	障がい者・介護者とも （注）1. 障がい者が小児（12 歳未満）の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売		5 割
第 2 種	単 独	普通	片道 101 キロ以上旅行のとき		5 割
		回数	割引なし		—
		急行			
		定期			
	（介護者は一名まで） 介護者つき	普通	割引なし		—
		回数			
		急行			
		定期	障がい者が小児（12 歳未満）の場合	障がい者 介護者	割引なし 通勤定期乗車券を発売
			上記以外	割引なし	

※詳しくは、各事業者にお問い合わせ下さい。

②タクシー運賃の割引

身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗務員に手帳を提示すると運賃が、「1割引」される場合があります。

詳しくは、各事業者にお問い合わせ下さい。

③バス運賃の割引

身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると普通乗車券は、「5割引」、定期乗車券は「3割引」される場合があります。

第1種の方は、介護者（1名）も同様に割引される場合があります。

詳しくは、各事業者にお問い合わせ下さい。

④航空運賃の割引

身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると航空運賃が割引される場合があります。

詳しくは、各事業者にお問い合わせ下さい。

3 有料道路の通行料金の割引

対象	①身体障がい者本人が運転する場合 ②身体障がい者手帳第1種の方が同乗し、介護者が運転する場合 ③療育手帳第1種の方が同乗し、介護者が運転する場合
対象車両	●自家用乗用車 ●貨物自動車のうち、乗用車と類似した構造・機能を有するもの ●特殊用途自動車のうち、身体障がい者輸送車であるもの （ただし障がい者の方一人につき1台に限定されています。また定員10名を超える車両及び営業用の車両は除かれています。） ●二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）
車の所有者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（ただし②③は、障がい者を継続して日常的に介護している者でも可。）
割引額	通行料金の半額
利用手続	以下の書類等を市 障がい福祉課に持参し、申請してください。 (1) ETCをご利用にならない場合 ●身体障がい者手帳又は療育手帳 ●自動車検査証又は軽自動車届出済証 ●運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） (2) ETCをご利用になる場合 ●身体障がい者手帳又は療育手帳 ●自動車検査証又は軽自動車届出済証 ●運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ●ETCカード（障がい者本人名義のもの（18歳未満は親権者名義）） ●ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
有効期限	申請日より2回目の誕生日まで
利用方法	有料道路料金の支払の際に手帳を提示、または障がい者本人名義のETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンを通行してください。

※自家用乗用車を保有していない場合又は車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない場合も割引の対象となることがあります。

※詳しくは有料道路ETC割引登録係（TEL045-477-1233）又は 市 障がい福祉課までお問い合わせください。

4 NTT 無料番号案内（ふれあい案内）

視覚障がい者または肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1・2級の方、及び知的障がい者の方が104番（有料番号案内）を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出をし、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに言うことで無料になります。詳しくは、NTTふれあい案内申し込み（TEL0120-104174）までお問い合わせください。

5 携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の取扱店舗等で申し込みをされると、障がい者の方の携帯電話の基本使用料等が割引されます。詳しくは各携帯電話会社の取扱店舗までお問い合わせください。

6 NHK 放送受信料の減免

	全額免除 （障がい者の方を世帯構成員に有する場合）	半額免除 （障がい者の方が世帯主で契約主の場合）
身体障がい者	●世帯構成員全員が市民税非課税	●視・聴覚障がい者 ●重度の身体障がい者（1・2級）
知的障がい者	●世帯構成員全員が市民税非課税	●重度の知的障がい者（A）

※手続きは、市 障がい福祉課で発行する証明書を放送局に届け出なければなりません。
（半額免除はNHKの窓口でも受け付けます。詳細はNHKまでお問い合わせください。）
※証明書の発行には、身体障がい者手帳又は療育手帳と印鑑が必要です。

【提出先】

NHK 営業サービス株式会社 兵庫事業所
〒661-8790 尼崎市潮江1丁目2番6号 尼崎フロントビル4階

【問い合わせ先】

NHK 大阪放送局 視聴者リレーションセンター開発推進部
〒540-8501 大阪市中央区大手前4丁目1番20号
TEL06-6937-9000 FAX06-6937-3501

7 自動車運転免許取得費助成

普通自動車運転免許を取得するために自動車教習所において要した費用の一部を助成します。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

- 【 対象者 】 免許証交付日において1年以上河内長野市内に居住している身体障がい者手帳をお持ちの方。（ただし、免許取得後6ヶ月以内に申請してください。）
- 【 支給額 】 必要経費の2/3で100,000円を限度とし、1人1回に限ります。

8 自動車改造費助成

低所得世帯に属する身体障がい者が社会参加などのため自動車の操行装置及び駆動装置などの一部を改造する必要があるものに対し、その費用について、実費（100,000円を限度）を助成します。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

①自動車・軽自動車に関する税の減免について

障がい者の方に対しては、自動車・軽自動車に関する税が減免されます。

※対象となる条件や、申請期限がありますので、詳細については各申請先へお問合せください。

問合せ 申請先	種別割 (旧：自動車税)	南河内府税事務所 (Tel0721-25-1131) 富田林市寿町2-6-1
	種別割 (旧：軽自動車税)	市 税務課
	環境性能割 (旧：自動車取得税)	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (Tel050-3816-1842) 和泉市伏屋町1-13-3
		近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (Tel050-5540-2060) 和泉市上代町

■減免される障がい者の範囲■

区 分		重度の障がい	軽度の障がい
身体障がい者	下肢障がい	1～3級	4～6級
	体幹障がい	1～3級	5級
	上肢障がい	1～3級	4～6級
	脳源性運動機能障がい	1～4級	5・6級
	視覚障がい	1～4級	5・6級
	聴覚障がい	2～4級	6級
	平衡機能障がい	3級	5級
	心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫の機能の障がい	1～3級	4級
	音声・言語又はそしゃく機能の障がい	3・4級	—
知的障がい者		全知的障がい者	

※18歳以上で「軽度の障がい」の場合、対象となる車輛は障がい者本人が所有し、かつ、運転する車両に限られます。

②所得税などの軽減

障がい者の方については、障がい者控除の適用などによる所得税、住民税等の軽減措置がありますので、詳しくは下記問い合わせ先でご確認ください。

税の種類	問い合わせ先
住民税	市 税務課
所得税・相続税・贈与税	富田林税務署 (Tel0721-24-3281) 富田林市若松町西2丁目 1697-1

③預貯金等の利子非課税制度

郵便局や銀行の元本が350万円まで預貯金の利息が非課税になる制度(マル優)、額面が350万円までの公債等の利子が非課税となる制度(特別マル優)があります。

詳しくはご利用の郵便局又は金融機関までお問い合わせください。

10 点字郵便物の取扱い等

区分	内容	割引内容	備考
点字郵便物の無料扱い	点字郵便物及び特定録音物等郵便物	無料	特定録音物等郵便物は、指定視覚障がい者施設の発送するもの又は返送するものに限られます。(3キログラムまで)
点字ゆうパック	点字郵便物として差し出せない大型のもの等を小包にする場合	割引料金	サイズごとに全国一律の料金(30キログラムまで)
聴覚障がい者用ゆうパック	郵便局が指定する聴覚障がい者の施設と聴覚障がい者との間で聴覚障がい者用ビデオテープ等を小包にする場合	割引料金	サイズごとに全国一律の料金(30キログラムまで)
心身障がい者用ゆうメール	図書館から重度障がい者等に郵送する場合、又は図書館に返送する場合	半額	ゆうメール料金の半額(3キログラムまで)
定期刊行物の第三種郵便物の認可	障がい者団体が発行する定期刊行物に対して第三種郵便物の認可条件の特例が設けられています。(1回の発行部数が500部以上あるもの)	※ 低料第三種郵便物の扱いとなる	大阪府、大阪市、堺市などの証明が必要です。(集配郵便局の承認が必要)

※詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。また、低料第三種郵便物については、刊行物発行所在地の集配郵便局にお問い合わせください。

11 映画館の割引

大阪興行協会加入の映画館（府下の映画館の9割が加入、国名小劇除く）において、障がい者に対して料金割引を行っています。券売場で身体障がい者手帳又は療育手帳を提示してください。

なお、介護者の方（一名）も同様に割引を受けることができます場合があります。

詳しくは、生活衛生同業組合大阪興行協会（TEL06-6632-3811・FAX06-6632-3812）までお問い合わせください。

12 もえるごみシールの追加配布

身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちで、紙おむつなどを使用する方がおられる家庭について、申請により「無料ごみシール」を追加配布します。

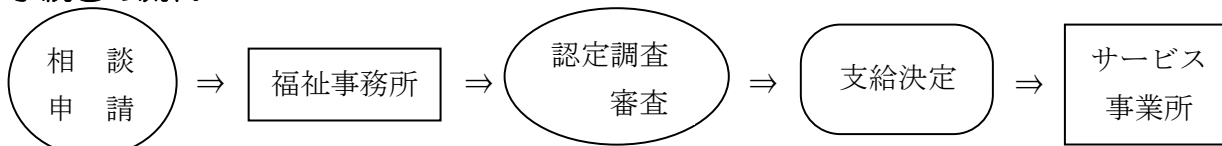
申請は、市 障がい福祉課にて受け付けます。

7. 日常生活・社会活動の充実のために

日常生活の維持、社会活動の充実のために、次のようなサービスを行っています。ただし、介護保険制度から同様のサービスを受けることのできる方については、市 介護保険課へご相談ください。

1 障がい福祉サービス

◆手続きの流れ



サービスの種類		内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅や入院又は入所中の病院等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	移動が困難な視覚障がいの人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や援助を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要で、寝たきり状態などの人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に、一定期間にわたり、日常生活の中での課題に対して、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関や地域住民との連絡調整を行います
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	障がい者支援施設等において、常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	通常の事業所への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援	通常の事業所での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した方に対して、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

※原則として、費用の1割を負担していただきます。

※原則として障がい支援区分の認定が必要です。

※詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

2 地域生活支援事業

サービスの種類	内容
移動支援 (ガイドヘルプ)	脳性マヒなど全身性障がいのある人並びに重度知的障がいのある人が公的機関に赴くなど社会生活上外出が必要な時又は社会参加のための外出時の移動支援を行います
日中一時支援	自宅で介護する人が祭事等により日中の介護が困難な場合などに、施設で、食事等の介護を行います
意思疎通支援	聴覚障がい者等で手話及び筆記による意思疎通支援が必要な方へ、公的機関、医療関係などに行かれる場合、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います
相談支援	障がいのある人や家族の相談に応じ、必要な情報の提供や様々な援助を行います

※原則として費用の一角を負担していただきます。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

3 障がい児通所支援

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学児を対象として、支援の必要な子どもに療育を行います
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業の終了後または夏休み等に、生活能力の向上に必要な訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園・学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います

※原則として18歳未満が対象となります。

※原則として費用の一角を負担していただきます。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

4 サポートブック「はーと」

成長していくうえで支援が必要な子どもが、乳幼児期から成人期まで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と支援機関が子どもの情報を共有するために作成するファイルです。概ね18歳以下の方を対象に、市 障がい福祉課などで配布しています。

※令和4年度から、全出生児に配布されています（市 子ども子育て課）。

5 障がい者福祉センター「あかみね」

在宅で障がいのある人がその自立を図り、あるいは生きがいを高めるために創作的活動や機能訓練、社会適応などを行い、また常に介護が必要とする人に対して生活介護を障がい者福祉センター「あかみね」で行っています。

詳しくは、障がい者福祉センター「あかみね」（TEL56-1590）までお問い合わせください。

6 在宅重度障がい者入浴サービス

自宅で入浴困難な重度障がい者の方を対象に、自宅から契約施設まで送迎車で送迎し、施設において入浴する施設入浴サービスと自宅に入浴車で訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴する訪問入浴サービスを行っています。原則として家族などの付き添いが必要です。また、健康診断書など必要な書類を提出していただきます。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

7 在宅重度障がい者短期入所サービス

在宅で障がいのある人を介護している家族などが疾病、出産等の理由により、自宅における介護が困難となったときに、障がいのある人を契約施設において、短期入所サービス（宿泊を含む）を行っています。詳しくは、市 障がい福祉課までお問い合わせください。

8 郵便等による不在者投票

一般の投票、期日前投票又は不在者投票によっては、選挙権の行使が困難な重度の身体障がいのある方のために、郵便等による不在者投票の制度があります。詳しくは、市 選挙管理委員会までお問い合わせください。

9 声の広報かわちながのの発行

視覚障がい者のために、テープ等による声の広報かわちながのを発行しています。希望される方は、市 広報広聴課までお問い合わせください。なお、声の広報かわちながのは、ホームページでも聞くことができます。

10 駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障がい者手帳の交付を受けている歩行困難な人が使用中の車両及び療育手帳の交付を受けている人のためにその家族などが使用中の車両について、申請により、「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

障がいの区分			障がいの級別
対象者	視覚障がい		1 級～3 級及び 4 級の 1
	聴覚障がい		2 級及び 3 級
	平衡機能障がい		3 級
	上肢機能障がい		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢機能障がい		1 級～4 級
	体幹機能障がい		1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみの場合を除く）
		移動機能	1 級～4 級
	心臓機能障がい		1 級及び 3 級
	じん臓機能障がい		1 級及び 3 級
	呼吸器機能障がい		1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸機能障がい		1 級及び 3 級
	小腸機能障がい		1 級及び 3 級
	肝臓機能障がい		1 級～3 級
	免疫機能障がい		1 級～3 級
	療育手帳		A

【申請時の必要書類など】

- ・身体障がい者手帳又は療育手帳
- ・障がい者世帯の住民票（同居の親族が申請の場合）

【 受付場所 】 河内長野警察署 交通課交通規制係 電話 0721-54-1234
又は、大阪府下各警察署

※原則として、障がい者本人による申請が必要となります。ただし、障がい者本人が申請に行くことができない場合、同居の親族が申請することもできます。詳しくは、上記受付場所にお問い合わせください。

11 家庭ごみの「ふれあい収集」

高齢者や障がいのある方で、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な世帯の家庭ごみ（もえごみは週1回、資源ごみは月1回）を、直接、玄関前等から収集します。なお、もえないごみ・粗大ごみの収集については、環境衛生課への事前予約が必要です。

※詳しくは 市 環境衛生課までお問い合わせください。

12 避難行動要支援者支援制度

市では災害時に、避難に何らかの手助け(援護)を必要とする在宅の高齢者や障がいのある人の情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」を作成し、市の関係部局や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、消防団、市社会福祉協議会等の地域の支援者に事前に提供しておき、いざという時に備えてもらう取組を行っています。

この名簿の地域の支援者への提供にあたっては、対象となる本人の同意が必要となるため、同意・不同意の意思確認を定期的に行っています。

※詳しくは 市 危機管理課、障がい福祉課、介護保険課、地域福祉高齢課までお問い合わせください。

13 河内長野市メール119番・FAX119番

電話での対話による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語・そしゃく機能等に障がいのある方を対象に、緊急通報の補助手段として、携帯電話機やパソコンの電子メール、ご自宅のFAXを使用して、消防車や救急車を要請することができるものです。

ただし、出動できる場所は河内長野市内のみとなり、メール119番は、事前に利用登録が必要です。また、FAX119番は指定の通報専用用紙が必要となります。

※詳しくは 市 消防本部 警防課 指令管制係 電話 0721-53-0119
FAX 0721-53-9939 までお問い合わせください。

14 図書館でのサービス

区分	内容	対象者
録音図書の貸出し	本の内容をカセットテープやCDに録音した図書の貸出しを行っています。	身体障がい者手帳（視覚障がい・肢体不自由）をお持ちの方ほか、読書が困難な方
対面朗読サービス	ご希望の資料を図書館の対面朗読室でお読みします。	身体障がい者手帳をお持ちの方ほか、読書が困難な方
郵送貸出サービス	郵送による貸出しを行っています。	身体障がい者手帳をお持ちの方ほか、来館が困難な方
さわる絵本の貸出し	絵の部分を布などで立体的にし、点字を付けた絵本の貸出しを行っています。	身体障がい者手帳（視覚障がい）をお持ちの方ほか、読書が困難な方
点字図書の貸出し	点字による図書の貸出しを行っています。	どなたでも利用できます。
ファックスによるサービス	ファックスによる予約取り置きのお知らせや調査・相談のサービスを行っています。	身体障がい者手帳（聴覚障がい）をお持ちの方ほか、口話が困難な方

※詳しくは 市 図書館 電話 0721-52-6933 までお問い合わせください。

8. その他

1 大阪府の諸制度

①大阪府重度障がい者(児)在宅介護支援給付金

身体障がい者手帳1級又は2級と療育手帳A判定の両方の交付を受けている重度障がい者(児)と同居する介助者に支給されます。詳しくは、大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 重度障がい者在宅生活応援制度担当(電話 06-6944-2367)にお問合せください。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 重度障がい者在宅介護支援給付金認定申請書
 - ② 身体障がい者手帳及び療育手帳
 - ③ 介護人名義の預金通帳
- 【申請窓口】 市 障がい福祉課
- 【支給金額】 月額10,000円
- 【支給時期】 原則として毎年 1月、4月、7月、10月(年4回)
- 【支給制限】 対象の重度障がい者(児)が特別障がい者手当(P19参照)を受給した場合、施設に入所、グループホームへの入居、3か月を超える入院(付き添いが必要な場合を除く)をした場合は、支給されません。

②大阪府障がい者扶養共済制度

障がいのある人の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡又は重度の障がいを有することとなったとき、障がいのある人に対して終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。詳しくは、大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 地域サービス支援グループ(電話 06-6944-2367)にお問合せください。

- 【申請時に必要なもの】
- ① 加入等申込書 ② 大阪府障がい者扶養共済制度加入同意書
 - ③ 申込者(被保険者)告知書 ④ 障がい証明書
 - ⑤ 申込者及び障がい者の住民票
- ※ 一部の手続きで印鑑が必要になります
- ※ 年金管理者指定届出書、掛け金減免申請書(該当者のみ)
- 【申請窓口】 市 障がい福祉課
- 【年金額】 月額20,000円(1口あたり)
- 【加入制限】 大阪府内在住(大阪市、堺市除く)の方で、加入時に特別な疾病のない65歳未満の方(4月1日現在の年齢)

③視覚障がい者用大阪府政だよりの発行

視覚障がい者のために、点字版・弱視版及び声のテープによる大阪府政だよりが発行されます。希望される方は、大阪府府民文化部府政情報室(電話 06-6944-6837)までお問い合わせください。

④大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付

車いすを使用する方や移動に配慮が必要な方は、申請をされると、審査の上、公共施設や商業施設でご利用いただける「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」の交付を受けることができます。詳しくは、大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課権利擁護グループ(電話 06-6944-2362)までお問い合わせください。

⑤ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

【配布場所】 市 障がい福祉課、障がい者福祉センターあかみね

⑥その他

上記のほか、大阪府において障がいのある方に対する様々な制度があります。詳しくは、大阪府発行の「福祉のてびき（大阪府ホームページで閲覧できます。）」をご覧ください。

2 河内長野市社会福祉協議会の諸制度

①貸付制度

大阪府生活福祉資金貸付制度の相談・受付を行っています。この制度は、障がいのある方の居る世帯などを対象に資金の貸付を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。資金には次のようなものがあります。なお、貸付には条件がありますので、詳しくは、河内長野市社会福祉協議会にお問合せください。

- 生業を営むのに必要な経費や、就職するために必要な知識・技能を修得するのに必要な経費など
- 結婚・出産や住居の増築・改築などの経費や、高額な福祉用具等又は自動車購入の経費など
- 障がい福祉サービス等の受給期間中の生計維持に必要な経費など
- 生活困窮世帯が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要とされる少額の費用

②福祉機器貸出事業

●車いすの貸出し

散歩や買い物、通院などで外出されるときに貸出をしています。

●スロープ付き自動車の貸出し

市内在住の重度障がい者や要介護高齢者の方などの外出を援助することを目的に貸出をしています。なお、河内長野市社会福祉協議会として自動車損害保険に加入していますが、事故については利用される方が一切の責任において処理願います。また、申請以後に車両が故障等により貸出できない場合の代替は一切ご用意できませんので、ご了承ください。

※どちらの貸出しも空き状況を電話にて確認して下さい。

【申し込み・車の受け渡し・返却】 平日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

【費用・利用方法】

- ・無料（ただし、使用した燃料を補充して返却してください。）
- ・利用希望日の2ヶ月から1週間前までに、社会福祉協議会へお申し込みください。運転については、原則としてご家族の方でお願いします。（ただし、運転者が21歳未満の場合は貸出できません。）

【貸出期間・走行距離】

- ・3日以内1日あたり200km以内（土曜・日曜・祝日をはさんでの利用もできます。）

③日常生活自立支援事業

市内在住で認知症、知的障がい、精神障がい等で生活判断能力が不十分な方などを対象者に以下のサービスを実施しています。

●福祉サービスの利用援助サービス

障がい福祉サービスの利用について、市 障がい福祉課など支援機関との調整等を行っています。

●日常的な金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や公共料金など、日常的な金銭管理のサービスを行っています。

●書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑、証書の預かり・保管を行っています。

※なお、相談は無料ですが、サービス利用は有料となっています。

【各種制度のお問合せ】

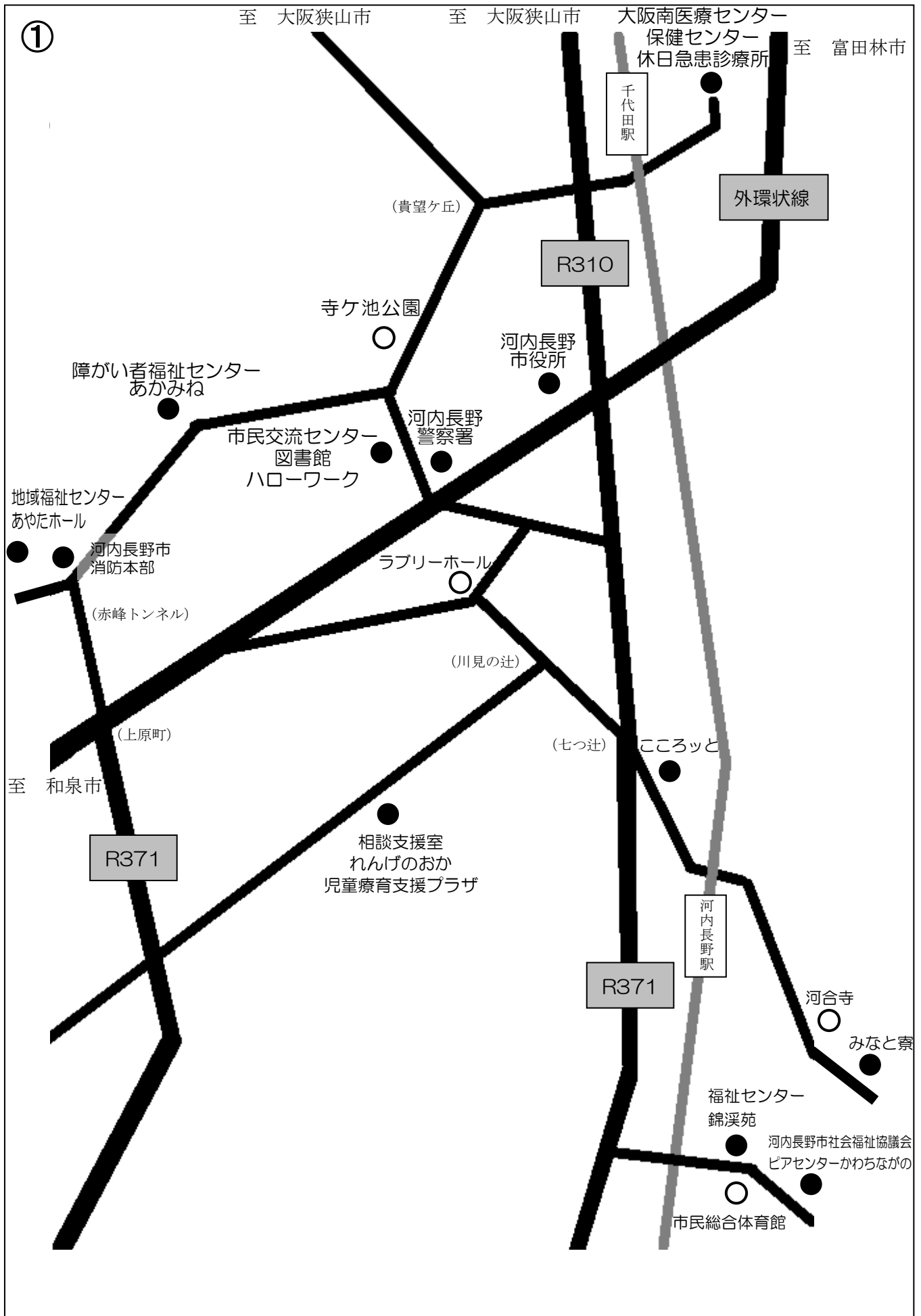
河内長野市社会福祉協議会

所在地 河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階内

電話 0721-65-0133

9. 主要施設・公的機関一覧

名称	所在地	電話（代） FAX	地図 番号
河内長野市役所	河内長野市原町1丁目1-1	0721-53-1111 (F)0721-55-1435	①
障がい者福祉センターあかみね	河内長野市小山田町379-16	0721-56-1590 (F)0721-56-1592	①
河内長野警察署	河内長野市西之山町6-1	0721-54-1234	①
市民交流センター（キックス）	河内長野市昭栄町7-1	0721-54-0001 (F)0721-54-0004	①
河内長野市立図書館	河内長野市昭栄町7-1	0721-52-6933 (F)0721-52-6996	①
河内長野公共職業安定所 （ハローワーク）	河内長野市昭栄町7-27	0721-53-3081	①
小山田地域福祉センター （あやたホール）	河内長野市小山田町1824-4	0721-54-0773 (F)0721-54-2163	①
河内長野市立保健センター	河内長野市木戸東町2番1号 大阪南医療センター敷地内	0721-55-0301	①
みなと寮	河内長野市河合寺423-1	0721-62-2382 (F)0721-62-2051	①
河内長野市社会福祉協議会	河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階内	0721-65-0133 (F)0721-65-0143	①
福祉センター（錦溪苑）	河内長野市大師町26-1	0721-65-0123 (F)0721-65-0124	①
大阪府富田林保健所	富田林市寿町3丁目1-35	0721-23-2681 (F)0721-24-7940	②
大阪府富田林 子ども家庭センター	富田林市寿町2丁目6-1 （南河内府民センター内）	0721-25-1172 (F)0721-25-1173	②
南河内府税事務所	富田林市寿町2丁目6-1 （南河内府民センター内）	0721-25-1131 (F)0721-25-2192	②
富田林税務署	富田林市若松町西2丁目 1697-1	0721-24-3281	②
大阪府障がい者自立相談支援センター （知的障がい者支援課）	大阪市住吉区大領3丁目2-36	06-6692-5263 (F)06-6692-3981	③
大阪府障がい者自立相談支援センター （身体障がい者支援課）	大阪市住吉区大領3丁目2-36	06-6692-5262 (F)06-6692-5340	③
大阪府障がい者医療 リハビリテーションセンター	大阪市住吉区大領3丁目2-36	06-6692-3921 (F)06-6692-5115	③
清見台地域福祉センター （くずのかホール）	河内長野市清見台4丁目18-2	0721-62-7799 (F)0721-60-2028	④
軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所	和泉市伏屋町1-13-3	050-3816-1842 (F)072-284-8767	⑤
近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	和泉市上代町	050-5540-2060	⑤



④

至 長野町



至 大師町

R310

R371

フォレスト三日市

三日市町駅

至 清見台1丁目

至 石見川

相談支援センター
mam

地域福祉センター
くすのかホール

川上小学校

至 清見台5丁目

至 美加の台

至 石仏

⑤

堺泉北有料道路

堺
インター



近畿運輸局大阪運輸支局
和泉自動車検査登録事務所

軽自動車協会
大阪主管事務所和泉支所

国道
310
号線

泉北
1号線

阪和自動車道

泉北高速鉄道
泉ヶ丘駅

泉北高速鉄道
光明池駅

亀の甲

至富田林市

至河内長野市